

デンカグループ コンプライアンス

基本的な考え方

デンカグループでは、「コンプライアンス」を法令・契約・社内規程・社会規範を遵守することと広く定義したうえで、当社取締役会が設置し、社長を委員長とする「倫理委員会」が、グループ全体のコンプライアンスに対する取り組みを統括しています。同委員会のもと、企業倫理と一般法令・環境・品質・労働安全衛生・人権等にかかる各種のコンプライアンスリスクに対し、当社の本社管理部門の各部は、最新法令・判例・他社事例等の情報収集、グループ共通ルール・全社共通規程を含む各種社内規程の制定・改訂、教育・研修、モニタリング・監査など、各種の予防策の立案と実施を推進しています。また、本社管理部門の活動に加え、各事業部門・各事業所・各グループ会社は、社外専門家との連携活動を含め、各分野において平時からコンプライアンスリスクの低減に努めています。デンカグループは、コアバリューである「挑戦」「誠実」「共感」の精神に基づき、グループ全体で全役員および従業員が「自分事」として、一層のコンプライアンスの徹底に真摯に努めていきます。

コンプライアンスの推進体制

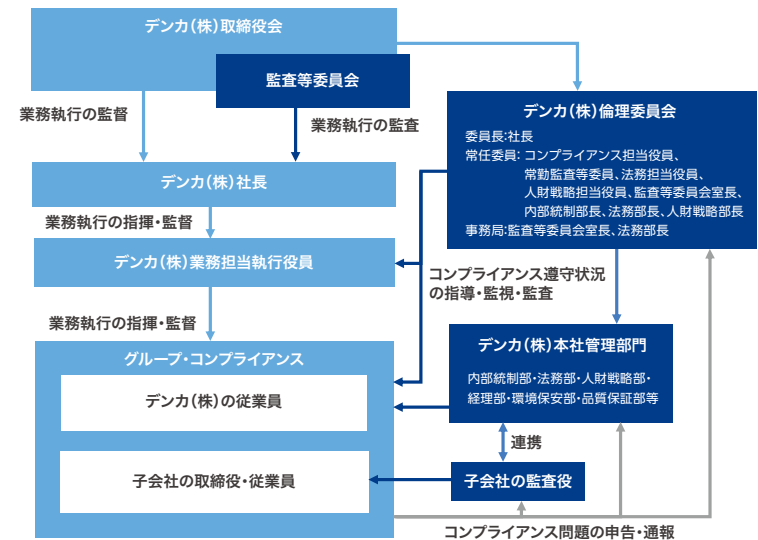
デンカグループは、コンプライアンスに関する最上位規程として、当社取締役会が「デンカグループ企業倫理ポリシー」を制定しています。同ポリシーは、デンカグループの全役員・従業員がコンプライアンスの実践を確実にすることで、社会からの信頼を維持・確保し、グループ全体の永続的な発展・継続を目的とし、その実現のために、グループ全役員・従業員が遵守すべき行動基準、組織体制および関係役職員の責務、通報制度の設置等を定めています。同ポリシーに基づき、当社取締役会が社長を委員長とする「倫理委員会」を設置し、同委員会は、コンプライアンス推進活動の進捗や問題事案への対応状況の確認、次年度の活動計画の審議など、コンプライアンス全般についての取り組みを統括しています。同時に、当社取締役会は、コンプライアンス推進を担当する執行役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO））を選任しています。CCOは、倫理委員会委員長である社長を補佐し、倫理委員会事務局の法務部、内部統制部、人財戦略部等の本社管理部門によるコンプライアンス推進活動の指揮・監督を行っています。これら、企業倫理ポリシーと、同ポリシーが定める組織・責務体制によって、国内外のデンカグループに対するコンプライアンス体制の強化を推進しています。

デンカグループ・ビジネス行動基準

デンカグループでは、「デンカグループ企業倫理ポリシー」が定める全役員・従業員が遵守すべき行動基準について、その内容をさらに具体化した「デンカグループ 倫理・法令遵守ガイドライン ビジネス行動基準 (Standards of Business Conduct)」を策定しています。これは、デンカグループの経営理念・価値観を実践するためにデンカグループ各社の全役員・従業員に求められ、倫理的・法的に正しい行動の拠り所となる、グローバル水準の行動基準（ガイドライン）を定めたものです。内容としては、適正業務のための基本ルール、環境保全・安全、公正取引、輸出規制・経済制裁、インサイダー取引、個人情報管理、品質コンプライアンス、秘密情報管理と知的財産権、反社会的勢力の排除、腐敗防止、労働法遵守を含む人権尊重等のテーマを含み、各人が日常業務において手引として活用できるよう冊子（日本語、英語、中国語）として配布しております。

コンプライアンスの周知・教育

デンカグループでは、コンプライアンス最優先の態勢と企業風土の構築を徹底するため、毎年10月を「コンプライアンス強化月間」と定め、社長メッセージ配信のほか、倫理委員会がグループ全役員・従業員を対象としたe-ラーニング教育・アンケート・法令遵守の誓約の取付けといった活動を実施しています。2025年度に実施したe-ラーニングでは、全拠点で6千名を超える受講実績となりました。このほか、倫理委員会事務局の法務部が、上記アンケート結果から重点コンプライアンスリスクを抽出して、その分野に関する講習会を開催したり、イントラネットでの情報発信を随時実施しています。



ビジネス行動基準冊子（英語版）



2025年度コンプライアンス教育で用いた各種教材

コンプライアンスの取り組み

通報制度「デンカグループ・ヘルプライン」

デンカグループでは、グループ全体でのコンプライアンス経営をより確実なものとし、グループ各社のコンプライアンス上の問題を早期発見、是正するため、「デンカグループ企業倫理ポリシー」および「デンカグループ内部通報ポリシー」を制定し、これらの規程に基づき、倫理委員会がグループ共通の通報制度「デンカグループ・ヘルプライン」を設置・運営しています。

国内外のグループ各社の役員・従業員（派遣社員等契約形態を問わず）と、それらの同居の二親等以内の家族、および公益通報者保護法が定める退職者は、コンプライアンス上の問題を認識した際、「デンカグループ・ヘルプライン」を利用して、いつでも、日・英・中いずれかの言語で、匿名でも顕名でも、倫理委員会に報告することができます。

倫理委員会は、複数の通報受付窓口（社内窓口として倫理委員会事務局等、外部窓口として「西村あさひ法律事務所・外国法共同事業」と専門事業者）を用意しているだけでなく、通報者の身元を秘密として保持する義務、通報者に対する報復行為の禁止、これらの義務違反に対する厳格な処分等を内部通報ポリシーで定めています。倫理委員会事務局を担当する法務部も、各種コンプライアンス研修においてこれらの点を周知徹底し、通報制度に対する信頼維持と利用促進を図っています。これらの取り組みにより、「デンカグループ・ヘルプライン」は活発に利用されており、デンカグループのコンプライアンスの実効性向上に寄与しています。

なお、2025年度からは、デンカグループ各社のサプライチェーン関連事業者の方を利用対象者として、人権に関わる問題についての通報窓口も新設しました。

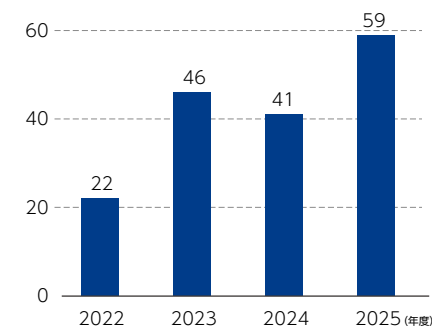
違反行為への対処

当社は、内部通報や職制ルート経由等で寄せられたコンプライアンス上の問題に公正かつ適正に対処することを目的に、2022年8月に「コンプライアンス違反事案処理基本規程」を制定しました。本規程では、コンプライアンス問題に関する社内報告、調査体制、問題が認められた場合の審理手続および是正・再発防止のための社内周知措置等について具体的な定めを設けています。実際に社内においてコンプライアンス問題が生じたときは、本規程に従い、社内調査チームが調査を行い、必要な懲戒処分実施を含め、問題の早期解決・是正を図っています。

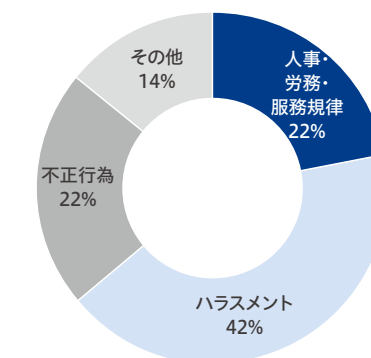
従業員向け通報制度利用ハンドブック



通報数の推移(件)

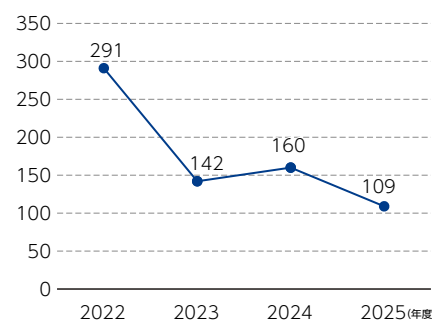


内部通報の内訳
(2019～2025年度累積)



※通報受理時の通報内容に基づく分類であり、認定された事実関係を必ずしも反映しません。

連結従業員数/通報1件の推移(人/件)



2025年度事業所別の内訳(件)

	不正行為	ハラスメント	人事・労務・サービス規律	その他
本社	2	5	4	3
研究所・工場	7	12	3	
グループ会社	4	6	6	3
不明		2		2